

別表第1（第3条関係）

事業		対象者	内容
介護予防・日常生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護相当サービス	省令第140条の63の6第1号の介護予防訪問介護に相当するサービス
		訪問型サービスA	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、緩和した基準によるもの
	通所型サービス	通所介護相当サービス	省令第140条の63の6第1号の介護予防通所介護に相当するサービス
		通所型サービスA	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、緩和した基準によるもの
	介護予防ケアマネジメント		要支援者（法第58条に規定する給付を受けている者を除く。）及び事業対象者
一般介護予防	介護予防把握事業	第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者	地域支援事業実施要綱に規定する事業
	介護予防普及啓発事業		
	地域介護予防活動支援事業		
	一般介護予防事業評価事業		
	地域リハビリテーション活動支援事業		